

八街市 地域集会施設建設費等補助金 活用ガイド



令和 5 年 6 月

八街市 総務部 市民協働推進課

目次

1	補助制度の目的	3
2	制度の内容	3
1)	補助対象者	3
2)	補助対象事業と交付額	3
3)	補助金交付の制限	4
3	手続きの流れ	5
1)	事前相談	5
2)	事前協議	5
3)	交付申請	5
4)	交付決定通知	6
4.5)	概算払い（前払い）	6
5)	工事の契約・着工	6
6)	実績報告	6
7)	交付確定通知	6
8)	交付請求（精算行為）	7
9)	補助金の支払い（精算）	7
【図】	手続きの流れ〈原則〉	8
【図】	手続きの流れ〈緊急の場合〉	9
4	参考資料	10
1)	関係例規	11～17
2)	様式集	18～25
3)	添付書類作成例	26～29

1 補助制度の目的

地域集会施設とは、皆さんがお住まいの地域にあるコミュニティセンターや集会所など地域住民のコミュニティ活動や自主防災組織の活動拠点、災害時の地域避難所等となるもので、区や自治会等の市民自治組織が自ら地域活動のために設置し、管理する施設です。

この補助制度は、地域の様々な活動の大事な拠点である地域集会施設について、「老朽化したため建て替えたい」、「雨漏りや床板を補修したい」、「エアコンが壊れたので交換したい」、「室内の段差をなくしてバリアフリー化したい」といった場合に、それらの経費について補助することを目的としています。

2 制度の内容

1) 補助対象者

- | | | |
|---|--------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①区 ②区に所属しない市民が結成した組織 ③区の内部組織である町内会等 | } 「自治会等」
} という。 | } 「市民自治組織」という。
} (本市の市民により組織され
} 地域住民の自治と福利を
} 目的としたものに限る。) |
|---|--------------------|--|

2) 補助対象事業と交付額(注1)

①新築・全面改築

事業の種類	新 築: 更地に新たに集会施設を建築する工事 全面改築: 集会施設を全て撤去(災害等による全部滅失含む)し、同じ場所に同じ用途の集会施設を建築する工事
交 付 額	区 : 補助対象経費の1/2(上限 600 万円) 自治会等: 補助対象経費の1/3(上限 300 万円) ※1 万円未満の端数切り捨て ※集会施設の建物部分に係る費用のみ対象(建築用地に係る費用は対象外)

②増築・一部改築

事業の種類	増 築: 既存の集会施設の延べ面積を増やす工事 一部改築: 集会施設の一部を撤去(災害等による一部滅失含む)し、同じ部分に同じ用途のものを建築する工事
交 付 額	区、自治会等とも: 補助対象経費の1/3(上限 300 万円) ※1 万円未満の端数切り捨て ※集会施設の建物部分に係る費用のみ対象(建築用地に係る費用は対象外)

③修繕・建築又は付帯設備の設置

事業の種類	<p>修繕：既存の集会施設の不具合を生じた部分に対して行う補修工事</p> <p>建築設備の設置：既存の集会施設に電気、ガス、給水、排水、換気、冷暖房（注2）、消火、防犯、汚物処理の設備を設置する工事</p> <p>付帯設備の設置：既存の集会施設にフェンス、門、排水設備を設置する工事</p>
交付額	<p>区、自治会等とも：補助対象経費の1/3（上限30万円）</p> <p>※1千円未満の端数切り捨て</p> <p>※実際に要する経費が10万円未満のものは対象外</p>

（注1）実際の交付額は、市の緊縮財政政策により上記金額から10%カットした金額となります。

（注2）エアコンの新設及び老朽化等による交換工事は「建築設備の設置」となりますが、既存のエアコンを修理する場合は「修繕」で対応します。

3) 補助金交付の制限

この補助金及びその他の法令等に基づく補助金の交付を受けて集会施設の新築等の事業を実施した市民自治組織は、補助金の交付を受けた日から起算して次の各区分に定める期間を経過するまでの間は、同一の事業に係る補助金を新たに受けられません。

ただし、火災その他の災害により被災したとき、又は市長が特別の事情があると認めたとき（注3）は、例外とします。



事業の種類	制限期間
新築 全面改築	20年
増築 一部改築	10年
修繕による補助金の交付を受けた箇所 と同一箇所の修繕	5年
建築設備の設置 付帯設備の設置	10年

（注3）空調設備に関する修繕等については、猛暑等の影響により利用者の生命等の安全面に関わる場合もあるため、上記期間を経過していなくても特別な事情があると認め、補助金の交付対象となる場合があります。この他にも利用者の安全面に関わるものであれば、同様に補助の対象となる場合がありますので、市民協働推進課までご相談ください。

3 手続きの流れ

1) 事前相談

補助対象となる事業を実施したい場合は、まず市民協働推進課へご相談ください。内容を詳しくお聞きして、補助の対象となる見込みの有無や手続きの流れなどをご説明します。なお、見積書があれば補助金の見込額をお伝えすることもできます。

原則として、翌年度予算（時期によっては翌々年度）での対応となりますが、緊急性が高いと認められる場合は、当年度内で対応できる場合もあります。

内容に問題がなければ、次に事前協議の手続きに進みますが、あらかじめ各組織内の総会等において事業実施についての同意を得ておくことが必要です。



2) 事前協議

「八街市地域集会施設建設計画書（様式第1号）」をご提出ください。添付書類は以下のとおりです。提出された書類を市で審査し、問題がなければ予算措置を行います。

【添付書類】

- ①事業計画書
 - ②収支予算書（写し）
 - ③工事見積書
 - ④建築設計書（位置図、平面図、立面図など）
 - ⑤現況写真
 - ⑥総会議事録（写し）（注4）
 - ⑦規約
 - ⑧予算書・決算書
 - ⑨活動実績などのわかるもの
- } （注5）

（注4）「新築」「全面改築」「増築」「一部改築」の場合は、事業実施に対する各組織内の総意がわかるものとして⑥も必要となります。

（注5）「区に所属しない市民が結成した組織」の場合は、その団体が存在し実際に地域活動を行っていることを示す書類として⑦～⑨も必要となります。

3) 交付申請

予算が措置できたら市からご連絡します。その後、「八街市地域集会施設建設費等補助金交付申請書（様式第2号）」をご提出ください。添付書類は、事前協議時と同じものとなりますが、必要に応じて追加書類をご提出いただく場合があります。

4) 交付決定通知

提出された書類を市で審査し、補助金交付が決定したら「八街市地域集会施設建設費等補助金交付決定通知書(様式第3号)」を交付します。この決定通知書が交付されるまでは、工事の契約等事業に着手しないでください。交付決定前に事業に着手した場合は、補助ができなくなりますので、ご注意ください。また、交付申請前に着手した事業については、申請することができません。



4.5) 概算払い(前払い)

原則として、事業に要する経費を全額自己資金で支払い、事業完了(実績報告)後に補助金交付請求という流れになりますが、自己資金のみでは事業費の支払いができず、補助金の概算払い(前払い)を希望する場合は、別途書類の提出が必要になりますので、市民協働推進課までご相談ください。

5) 工事の契約・着工・支払い

補助金交付決定の通知を受け取ったら、工事請負契約を締結し、事業を進めてください。工事完了後、工事代金の支払いをして事業完了となります。

当初申請の内容から変更が生じる場合や事業を中止・廃止するとき、予定期間内に完了しないときは、変更(中止・廃止)申請の手続きが必要となりますので、わかり次第、市民協働推進課へ必ずご連絡ください。なお、変更についての承認を受けずに工事を進めた場合は、補助ができなくなりますので、ご注意ください。



6) 実績報告

事業が完了したら、速やかに市民協働推進課へご連絡ください。当課担当者が現地確認を行います。現地確認時に実績報告に必要な書類についても確認します。なお、事業完了の日から15日以内に「八街市地域集会施設建設費等補助金実績報告書(様式第5号)」を提出する必要がありますので、ご注意ください。添付書類は以下のとおりです。

【添付書類】

- ①事業報告書
- ②収支決算書(写し)
- ③工事請負契約書(写し)
- ④工事完成写真(工事前後の状態のわかるもの)
- ⑤領収証(写し)

7) 交付確定通知

提出された書類を市で審査します。決定した内容と相違なく、問題がなければ補助金

の額を確定し、「八街市地域集会施設建設費等補助金交付確定通知書(様式第6号)」により通知します。

8) 交付請求(精算行為)

交付確定通知書を受け取ったら、すみやかに「八街市地域集会施設建設費等補助金交付請求書(様式第7号)」をご提出ください。添付書類は以下のとおりです。なお、補助金の概算払いを受けている場合は、精算行為を行います。

【添付書類】

振込先口座を確認できるもの(各組織の代表者名義の通帳の写し等)

9) 補助金の支払い(精算)

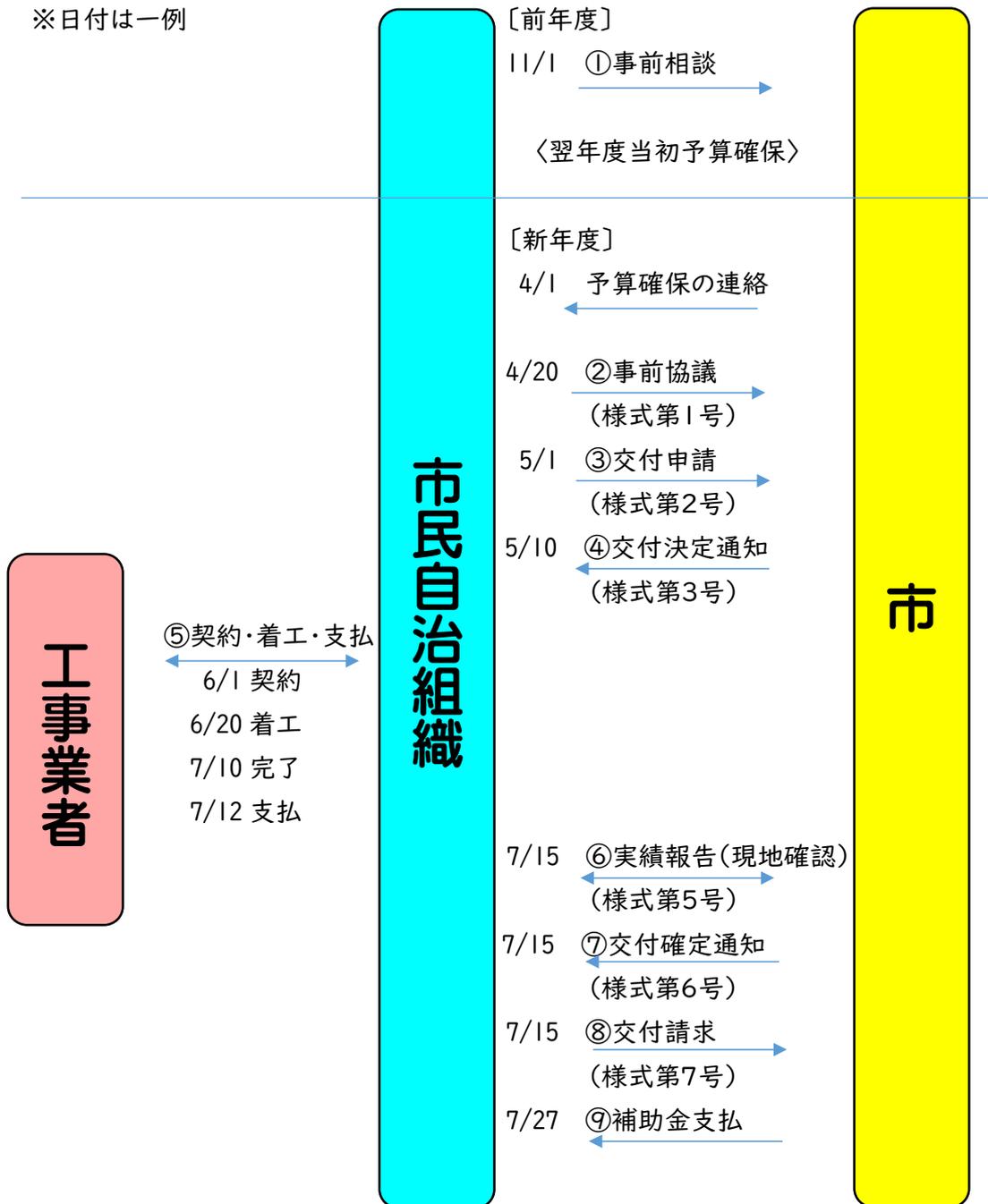
指定された口座へ市から補助金を振り込みます。精算行為により補助金の過払いが発生した場合は、市指定の方法により返還してください。

手続きの流れ

〈原則〉

「修繕」の場合のスケジュール

※日付は一例

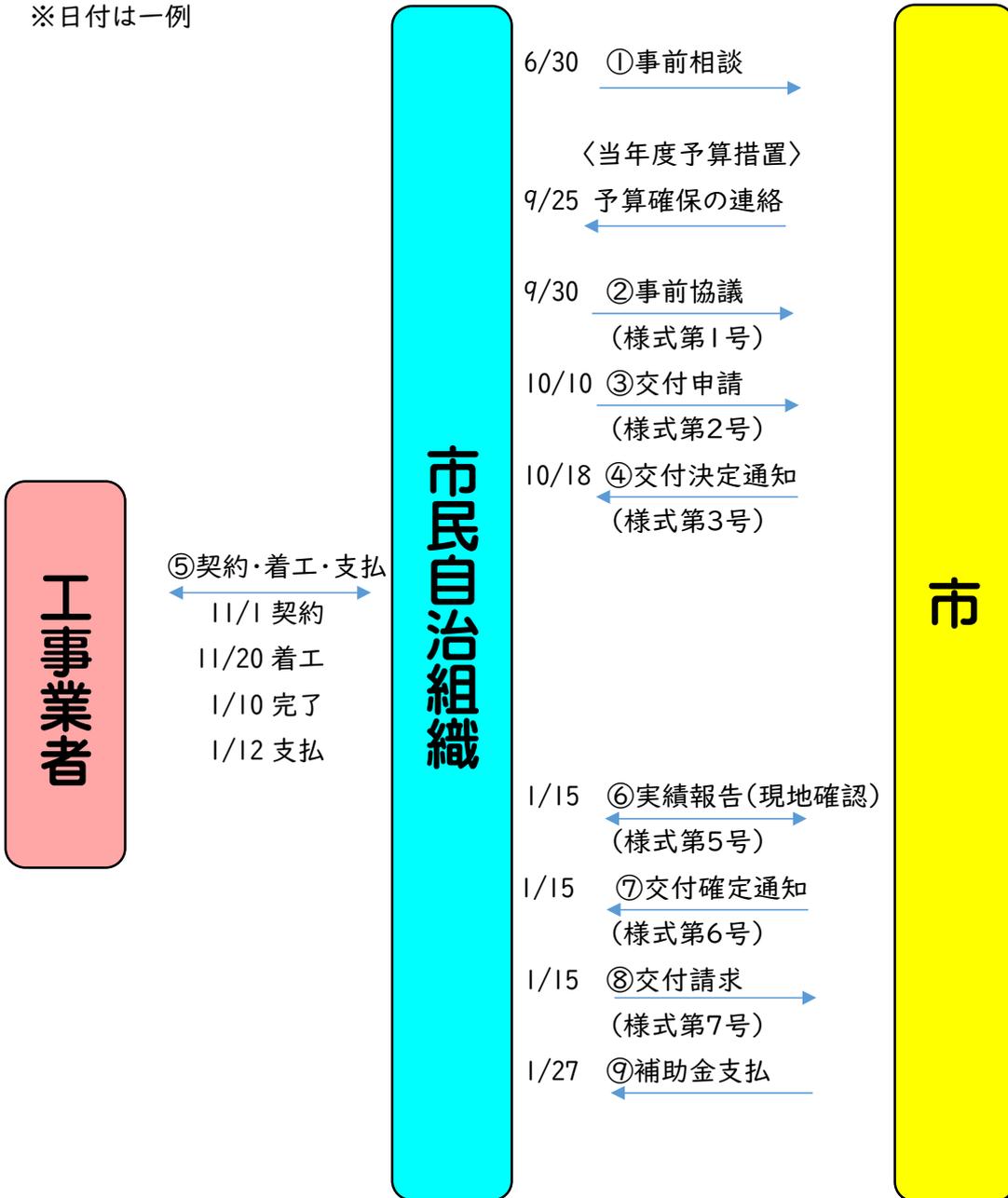


手続きの流れ

〈緊急の場合〉

「修繕」の場合のスケジュール

※日付は一例



4 参考資料

1) 関係例規

- ①八街市地域集会施設建設費等補助金交付要綱…P9
- ②八街市補助金等交付規則…P12

2) 様式集

- ①八街市地域集会施設建設費等補助金交付要綱
 - (様式第1号)八街市地域集会施設建設設計画書…P16
 - (様式第2号)八街市地域集会施設建設費等補助金交付申請書…P17
 - (様式第3号)八街市地域集会施設建設費等補助金交付決定通知書…P18
 - (様式第4号)八街市地域集会施設建設費等補助金変更(中止・廃止)承認申請書…P19
 - (様式第5号)八街市地域友会施設建設費等補助金実績報告書…P20
 - (様式第6号)八街市地域集会施設建設費等補助金交付確定通知書…P21
 - (様式第7号)八街市地域集会施設建設費等補助金交付請求書…P22
- ②八街市補助金交付規則
 - (様式第7号)補助金等概算(前金)交付請求書…P23

3) 添付書類作成例

- ①事業計画書作成例(全面改築)…P24
- ②事業計画書作成例(一部改築・修繕等)…P25
- ③収支予算書作成例…P26
- ④収支決算書作成例…P27

○八街市地域集会施設建設費等補助金交付要綱(平成15年告示第80号)

(趣旨)

第1条 市長は、地域社会におけるふれあいのある生活を育成し、地域の文化活動、福祉等の推進を図るために、市民自治組織が行う集会施設の建設、修繕に要する経費について、予算の範囲内において八街市補助金等交付規則(昭和52年規則第4号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民自治組織 本市の市民により組織され、地域住民の自治と福利を目的とした区(八街市区長等設置に関する規則(平成2年規則第5号)別表第1に規定するものをいう。以下同じ。)又は区に所属しない市民が結成した区以外の組織(市長が認め、別に定めたものをいう。以下同じ。)若しくは区の内部組織である町内会等(以下「自治会等」という。)をいう。
- (2) 集会施設 市民自治組織が地域活動のために設置し、管理する集会施設をいう。
- (3) 新築 更地に新たに集会施設を建築することをいう。
- (4) 増築 建築工事により既存の集会施設の延べ面積を増加させることをいう。
- (5) 全面改築 集会施設の全部を除去し、又は災害等により全部が滅失した後、引き続き用途の異なる集会施設を建築することをいう。
- (6) 一部改築 集会施設の一部を除去し、又は災害等により一部が滅失した後、除去又は滅失した部分と用途の異なるものを建築すること(次号に規定する修繕を除く。)をいう。
- (7) 修繕 既存の集会施設の部分に対して行われる補修工事をいう。
- (8) 建築設備 既存の集会施設に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、冷暖房、消火、防犯又は汚物処理の設備をいう。
- (9) 付帯設備 既存の集会施設に設けるフェンス、門及び排水設備をいう。
- (10) 新築等 新築、増築、全面改築、一部改築、修繕又は建築設備若しくは付帯設備を設置することをいう。

(補助対象)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者は、集会施設の新築等を行う市民自治組織とする。

- 2 補助の対象は、集会施設の建物部分に係る費用とし、建設用地に係る費用は、補助の対象としない。
- 3 修繕又は建築設備若しくは付帯設備の設置については、実際に要する経費が10万円以上のものに限り補助の対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 新築又は全面改築であって、区が行うもの 工事に要する経費の2分の1以内の額(1万円未満の端数は切り捨て。)。ただし、当該額が600万円を超えるときは、600万円
- (2) 新築又は全面改築であって、自治会等が行うもの 工事に要する経費の3分の1以内の額(1万円未満の端数は切り捨て。)。ただし、当該額が300万円を超えるときは、300万円
- (3) 増築又は一部改築 工事に要する経費の3分の1以内の額(1万円未満の端数は切り捨て。)。ただし、当該額が300万円を超えるときは、300万円
- (4) 修繕又は建築設備若しくは付帯設備の設置であって、実際に要する経費が10万円以上のもの 経費の3分の1以内の額(1千円未満の端数は切り捨て。)。ただし、当該額が30万円を超えるときは、30万円

2 本要綱で定める補助金の他に交付を受けることのできる補助金等がある場合又は集会施設が火災その他の災害による災害保険等の補償を受けることができる場合は、前項各号に規定する工事等に要する経費から当該交付額及び補償に係る額を控除したうえで、補助金の額を算定するものとする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けることにより、集会施設の新築等(以下「事業」という。)を実施しようとする市民自治組織は、八街市地域集会施設建設計画書(別記様式第1号)を市長に提出し、計画について事前協議をしなければならない。

2 前項の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、市民自治組織(区に所属しない市民が結成した区以外の組織に限る。)は、当該組織の概要がわかる書類を添付しなければならない。

(交付の申請)

第6条 前条第1項に規定する事前協議を行った上で、補助金の交付を申請しようとする市民自治組織は、八街市地域集会施設建設費等補助金交付申請書(別記様式第2号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付することを決定したときは、八街市地域集会施設建設費等補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により市民自治組織に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業の変更等)

第8条 市民自治組織は、交付の決定を受けた事業が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、八街市地域集会施設建設費等補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第4号)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業の内容を変更するとき。
- (2) 事業を中止し、又は廃止するとき。

(3) 事業が予定期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。

2 前条の規定は、前項の場合において準用する。

(実績報告)

第9条 市民自治組織は、事業が完了したときは、事業完了の日から15日以内に、補助金の交付決定に係る年度が終了する日までに事業が完了しないときは、当該年度の終了の日までに八街市地域集会所施設建設費等補助金実績報告書(別記様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、八街市地域集会所施設建設費等補助金交付確定通知書(別記様式第6号)により市民自治組織に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた市民自治組織が補助金の交付を受けようとするときは、八街市地域集会所施設建設費等補助金交付請求書(別記様式第7号)により市長に請求しなければならない。

(交付の制限)

第12条 市長は、この要綱に基づく補助金及びその他の法令等に基づく補助金の交付を受けて集会所施設の新築等を実施した市民自治組織に対しては、次の各号に掲げる区分に応じ、補助金の交付を受けた日から起算して当該各号に定める期間を経過するまでの間は、当該市民自治組織に対し新たに当該区分に係る補助金を交付しない。ただし、火災その他の災害を受けたとき、又は市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(1) 新築及び全面改築 20年

(2) 増築及び一部改築 10年

(3) 修繕による補助金の交付を受けた箇所と同一箇所の修繕 5年

(4) 建築設備及び付帯設備の設置 10年

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(八街市地域集会所建設費等補助金交付要綱の廃止)

2 八街市地域集会所建設費等補助金交付要綱(昭和60年告示第56号)は、廃止する。

○八街市補助金等交付規則（昭和52年規則第4号）

（目的）

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則（以下「法令等」という。）に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請及び決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、これらに係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、負担金、交付金、利子補給金等をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

（補助金等の交付の申請）

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び期間
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) 補助事業等の効果
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項に規定する書類の一部を省略させることがある。

（補助金等の交付の決定）

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、速やかに補助金等を交付するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

（補助金等の交付の条件）

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書(別記様式第2号)により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者が、前条の規定による補助金等の交付の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり当該申請を取下げようとするときは、速やかにその理由を付してその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(変更等の承認)

第8条の2 補助事業者等は、補助金等の交付の決定を受けた後において、補助事業等の内容を変更しようとするとき又は補助事業等を中止若しくは廃止しようとするときは、補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、交付決定の内容を変更し、又は全部若しくは一部を取り消すことがある。

2 第3条第2項及び第3項並びに第4条から第6条までの規定は、前項の場合において準用する。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は、法令等の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い善良な管理者の注意をもって、補助事業等を遂行しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者等は、市長の定めるところにより補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第11条 市長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを

含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書(別記様式第4号)により市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算(見込)書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項に規定する書類の一部を省略させることがある。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることがある。

2 前条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の額の確定等)

第14条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、補助事業等実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、補助金等交付確定通知書(別記様式第5号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

(交付の請求)

第15条 前条の規定により通知を受けた補助事業者等が、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により全部又は一部を交付することがある。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等概算(前金)交付請求書(別記様式第7号)及び理由書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分違反したとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第18条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 市長は、前2項の返還の命令に係る補助金等で、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむをえない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(他の補助金等の一時停止)

第20条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年度分の補助金等から適用する。

○様式集

様式第1号(要綱第5条第1項)

八街市地域集会施設建設計画書

年 月 日

八街市長 様

市民自治組織名

代表者住所

氏名 ㊟

下記により地域集会施設を建設したいので、八街市地域集会施設建設費等補助金交付要綱第5条の規定により提出します。

記

1 施設の概要

集会施設の名称		
集会施設の予定地		
土地所有者	住所	
	氏名	
新築等の別		新築・増築・改築(全面・一部)・修繕 建築設備の設置・付帯設備の設置
事業の内容		
建設予定日		年 月頃

2 事業費

事業費	負担区分		
	市補助金	その他	自己負担金
円	円	円	円

様式第 2 号(要綱第 6 条)

八街市地域集会施設建設費等補助金交付申請書

年 月 日

八街市長 様

市民自治組織名

代表者住所

氏名 ㊟

年度において、下記のとおり地域集会施設建設等事業を実施したいので、八街市地域集会施設建設費等補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業等の目的及び内容

2 補助金等の申請額 円

3 補助事業等の経費の配分

事業費	負担区分		
	市補助金	その他	自己負担金
円	円	円	円

4 補助金等の額の算出基礎

5 補助事業等の期間 年 月 日～ 年 月 日

6 補助事業等の効果

7 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書の写し
- (3) 工事見積書
- (4) 設計図書(位置図、平面図及び立面図)
- (5) その他()

様式第 3 号(要綱第 7 条)

八街市指令第 号

様

八街市地域集会施設建設費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度地域集会施設建設費等補助金の交付申請については、下記のとおり決定したので、八街市地域集会施設建設費等補助金交付要綱第 7 条の規定により通知する。

年 月 日

八街市長 印

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金の交付の条件

年 月 日

八街市長 様

市民自治組織名

代表者住所

氏名

印

八街市地域集会施設建設費等補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け八街市指令第 号で補助金の交付を決定された地域集会施設建設事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、八街市地域集会施設建設費等補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更後の申請額 円

3 変更の内容

4 変更後の経費配分

事業費	負担区分		
	市補助金	その他	自己負担金
円	円	円	円

5 変更後の補助金等の額の算出基礎

6 変更後の補助事業の期間 年 月 日～ 年 月 日

7 添付書類

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書の写し
- (3) 変更工事見積書
- (4) 変更設計図書
- (5) その他 ()

様式第 5 号(要綱第 9 条)

年 月 日

八街市長 様

市民自治組織名

代表者住所

氏名

印

八街市地域集会施設建設費等補助金実績報告書

年 月 日付け八街市指令第 号で補助金の交付を決定された地域集会施設建設事業について、八街市地域集会施設建設費等補助金交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 集会施設の名称
- 3 集会施設の所在
- 4 施設の構造、規模等
- 5 工事費総額 円
- 6 事業の着手年月日 年 月 日
- 7 事業の完了年月日 年 月 日
- 8 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書の写し
 - (3) 工事請負契約書の写し
 - (4) 工事完成写真
 - (5) その他 ()

様式第 6 号(要綱第 10 条)

八街市達第 号

様

八街市地域集会施設建設費等補助金交付確定通知書

年 月 日付け八街市指令第 号で交付を決定した 年度
地域集会施設建設費等補助金については、下記のとおり確定したので、八街市地域集会施設建設費等補助金交付要綱第10条の規定により通知する。

年 月 日

八街市長 印

記

補助金交付確定額 円

様式第7号(要綱第11条)

八街市地域集会施設建設費等補助金交付請求書

年 月 日

八街市長 様

市民自治組織名

代表者住所

氏名

印

年 月 日付け八街市達第 号で額を確定された 年度八街市
地域集会施設建設費等補助金を、八街市地域集会施設建設費等補助金交付要綱第11条の
規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額

円

様式第 7 号(規則第 16 条第 2 項)

補助金等概算（前金）交付請求書

年 月 日

八街市長 様

住所

氏名（名称） ⑤

年 月 日付け八街市指令第 号で補助金等の交付を決定された
年度 補助金等を、八街市補助金等交付
規則第 16 条第 2 項の規定により、理由書を添付し下記のとおり概算（前金）請求します。

記

概算（前金）交付請求額 金 円

○事業計画書作成例(全面改築)

事業計画書

区 の 名 称:○○区

建物の名称:○○集会所

所 在 地:八街市八街○○○

延べ床面積:○○○㎡

建 築 年 月:昭和○○年○○月

1.現状・経緯等の説明

○○集会所は、昭和○○年に建築しており、築後○○年が経過していることから老朽化が激しく、これまで雨漏りや床の修繕等を繰り返してきたが、部分的な修繕による対応には限界が来たため、この度、建て替えることとなった。

※現在の建物の状況や、これまでの修繕履歴について記載し、この事業を今回実施する理由がわかるように記載してください。

2.工事内容の説明

新しい施設の名称:○○コミュニティセンター

所 在 地:八街市八街○○及び○○

(敷地を広げる場合には、新たに広げる土地の地番も記載すること。)

構 造:木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建て

延べ床面積:○○○㎡

※新たに建築する建物の概要について、詳細に記載してください。

3.工期(予定)

令和○○年○○月から令和○○年○○月まで

※工事の発注(契約)から事業の完了(支払)までの期間を考慮して記載してください。

なお、実績報告書は、事業完了から15日以内に提出する必要があります。事業報告書は、この計画書をベースに事業を実施した結果を記載の上、作成してください。

○事業計画書作成例(一部改築・修繕等)

事業計画書

区 の 名 称:○○区
建物の名称:○○集会所
所 在 地:八街市八街○○○
延べ床面積:○○○㎡
建 築 年 月:昭和○○年○○月

1. 現状・経緯等の説明

○○集会所は、築後○○年が経過しており、老朽化による雨漏りや建具の不具合が発生しているため当該箇所を補修し、併せて高齢者等も利用しやすくするためバリアフリー化の工事を行うこととした。

また、大会議室のエアコンは、設置から○○年が経過しており、修繕を繰り返して維持管理してきたものの、交換部品も廃番になり、現在冷房が効かなくなりましたが修繕ができないことから交換工事を行うこととした。

※現在の建物や設備などの状況や、これまでの修繕履歴について記載し、今回実施する事業がどうしても行わなければならないのかについて記載してください。

2. 工事内容の説明

工事箇所	内 容
屋根	シリコン塗装 20.0㎡
雨樋	交換 2.0m×5
大会議室	畳をフローリングへ改修 30畳
大会議室	エアコン修繕 2台 メーカー:○○ 型式:△△-□□□
事務室	建具の交換 2カ所
男子トイレ	和式から洋式へ変更
玄関	スロープ設置 2.5m
外構	フェンス修繕 3.0m

※建築・改築・修繕等の概要について、詳細に記載してください。一部改築、修繕、設備等は、「どの部屋」の「どの部分」を直すのかなどを記載してください。

※工事見積書だけではわからない部分があれば、この部分で補足説明してください。

3. 工期(予定)

令和○○年○○月から令和○○年○○月まで

※工事の発注(契約)から事業の完了(支払)までの期間を考慮して記載してください。

なお、実績報告書は、事業完了から15日以内に提出する必要があります。事業報告書は、この計画書をベースに事業を実施した結果を記載の上、作成してください。

○収支予算書作成例

○○区コミュニティセンター ○○設備修繕工事
収支予算書

収入

補助金	(補助金額)	円
自己負担金	(事業費総額－補助金額)	円
合計	(事業費総額)	円

支出

地域集会施設建設等事業費	(事業費総額)	円
合計	(事業費総額)	円

以上のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

○○区 区長 ○○ ○○ 印

○収支決算書作成例

○○区コミュニティセンター ○○設備修繕工事
収支決算書

収入

補助金	(補助金額)	円
自己負担金	(事業費総額－補助金額)	円
合計	(事業費総額)	円

支出

地域集会施設建設等事業費	(事業費総額)	円
合計	(事業費総額)	円

以上のとおり相違ない事を証明します。

令和 年 月 日

○○区 区長 ○○ ○○ 印

令和5年3月 策定

令和5年6月 一部改訂

八街市 総務部 市民協働推進課

〒289-1192 八街市八街ほ 35-29

TEL : 043-312-1140

FAX : 043-444-0815

MAIL: shiminkyodo@city.yachimata.lg.jp

